

令和6年3月4日

懲戒処分の公表

門真市職員の懲戒処分を行ったので、「門真市職員の懲戒処分等の指針」に基づき公表します。

記

処分年月日	令和6（2024）年3月4日
被処分者	保健福祉部 主査 61歳
処分内容	減給10分の1 2か月
事案の概要	被処分者は、令和5年2月5日、公務外で自家用車を運転中、見通しの悪い交差点を右折しようとした際、右折の矢印信号が点灯したものと思い込んで進行したことにより、対向車線を直進してきたバイクに衝突し、相手方に加療約6か月間を要する頭部外傷等の損傷を負わせ、令和5年12月7日に50万円の罰金刑が科されたものであります。なお、罰金については、納付済みであります。

※「被処分者」＝処分時点の所属、年齢等

以上